

平成24年9月5日

平成24年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

平成24年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成24年9月5日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	出 口 実	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	竹 原 伸 晃	9番	田 島 乾 正	10番	中 原 晶
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	和 田 勝 弘
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 な し

傍 聴 8 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四至本 直 秀
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	都市整備部理事	梶 本 光 廣
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人
都市整備部長	末 原 光 喜	教育部事務局理事兼文化センター所長兼青少年センター所長	一 本 稔 明

教育次長 古谷 清 財政課長 相馬進祐

水道事業理事 岡本 茂

危機管理監 谷下泰久

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 大山 鐵 男 議会事務局主幹 増田 明

議事日程

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程1 | 議案第49号 | 専決処分の承認を求める件
(平成24年度岬町一般会計補正予算(第2次)) |
| 日程2 | 議案第50号 | 平成24年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件 |
| 日程3 | 議案第51号 | 平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件 |
| 日程4 | 議案第52号 | 平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件 |
| 日程5 | 議案第53号 | 阪南岬消防組規約の変更に関する協議の件 |
| 日程6 | 議案第54号 | 泉州南消防組合の設置に関する協議の件 |
| 日程7 | 議案第55号 | 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程8 | 議案第56号 | 岬町税条例の一部を改正する件 |
| 日程9 | 議案第57号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程10 | 議案第58号 | 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 日程11 | | 平成23年度成果報告・決算に関する説明 |
| 日程12 | 議案第59号 | 平成23年度岬町一般会計決算認定の件 |
| 日程13 | 議案第60号 | 平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件 |
| 日程14 | 議案第61号 | 平成23年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件 |
| 日程15 | 議案第62号 | 平成23年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件 |
| 日程16 | 議案第63号 | 平成23年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件 |
| 日程17 | 議案第64号 | 平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件 |

日程18	議案第65号	平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件
日程19	議案第66号	平成23年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
日程20	議案第67号	平成23年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
日程21	議案第68号	平成23年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
日程22	議案第69号	平成23年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
日程23	議案第70号	平成23年度岬町水道事業会計決算認定の件
日程24	報告第3号	平成23年度岬町健全化判断比率報告の件
日程25	報告第4号	平成23年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件
日程26	報告第5号	平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件
日程27	報告第6号	平成23年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さんおはようございます。ただいまから平成24年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時です。本日の出席議員は14名です。欠席議員はゼロです。定数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、議案第49号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算（第2次））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程1、議案第49号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町一般会計補正予算（第2次））につきましてご説明いたします。

専決処分理由といたしまして、平成24年6月21日深夜から22日までの大雨による災害復旧に係る経費及び6月25日に健康ふれあいセンターの浴場の天井落下に伴う改修工事に係る経費につきまして補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により平成24年6月27日付で専決処分させていただきますものでございます。

まず大雨による災害につきましては、6月21日夜、本町において大雨警報が発令され、特に雨量が最も多かった多奈川地域を中心に護岸の崩壊や水路に土砂が流入するなど町内の河川に被害が発生したものでございます。本予算につきましては、これらの災害復旧に要した経費のうち緊急に対応が必要であった経費のみを計上させていただいたものでございます。なお国費を受けて実施いたします災害復旧経費につきましては、次の平成24年度岬町一般会計補正予算（第3次）におきまして計上させていただいております。

次に健康ふれあいセンターの浴場改修工事につきましては、換気不良などの要因により6月25日に女性浴室の天井板が落下したことに伴う改修経費を計上させていただいたものでございます。

それでは補正予算の内容につきましてご説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ777万5,00

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,253万2,000円とするものでございます。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。繰入金といたしまして、本補正予算に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金777万5,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをあわせてご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、ご参照願います。民生費といたしまして、健康ふれあいセンター改修工事200万円を計上いたしております。災害復旧費につきましては577万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、河川災害復旧事業に係る国庫補助申請に必要な測量設計委託料200万円、災害発生時に緊急に対応を余儀なくされた河川災害復旧工事377万5,000円を計上いたしております。以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田議員。

○和田勝弘議員 私は財政のことを思いまして質問させていただきますが、4ページの災害復旧費のことですけれど、この場合、河川復旧費で工事が緊急で岬町が支出してこの河川復旧工事をしていると私は思うのですが、後日、国、府から復旧費の手続をすれば出ると思うのですがどうですか。答弁願います。

○田島乾正議長 答弁者。末原部長。

○末原都市整備部長 今回災害復旧につきましては国費対応ということで、この後の補正予算のほうで計上させていただいております。今回工事復旧費につきましては、国費の対象外という項目になります。といいますのは、災害復旧工事については国庫負担法というのがありまして、その中で金額の小規模のもの、市町村の場合は60万円を切る物件については対象外という基本があります。それ以外に天然の護岸であるというものについては、もともとブロックがあればそれを復旧するというような工法ができるんですけれども、今回の対象についてはそういう天然の護岸であるという状況、またほかには国費対象にはなるんですけれども崩れたものを撤去するについては維持管理に係る分、その部分が今回の対象物件になりますので、これは国費の対象外ということで申請することができないために町の費用をもって対応させていただきました。

○田島乾正議長 和田議員。

○和田勝弘議員 大体わかってたんですけれども私の欲張りでございますが、1つでも国から助成い

ただいたらと思って問い合わせただけでございます。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。豊国議員。

○豊国秀行議員 今の関連でこの河川の災害の場所と被害状況だけお聞きいたします。

○田島乾正議長 末原部長。

○末原都市整備部長 この単独復旧工事ということで4カ所をさせていただいております。先ほどの説明にも1カ所出たんですけれども、後ほど国費災害の対応ということで一本松橋が大きく崩れて今回対象となっておりますが、その崩れた分の撤去については対象外ということで今回させていただきました。あと淡輪の田丸線のあたりで12区で1カ所、これについても舗装が破損した川の水路の越流によりまして噴き上がったという状況でございます。また上孝子地区についての法面の崩壊による土砂崩れ、土砂撤去ということで維持管理に係るものでございます。あと多奈川の墓地の横の水路も国費対象とはなっておりますが、法面が崩れた崩壊の土砂を撤去すると。あと大溝水路の隣接の地が陥没することによりましてこの復旧がございまして。あと池谷地区にも水路土砂の閉塞による土砂撤去というのが発生いたしました。これを合計いたしまして今回計上させていただいております。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで討論を終わります。

これより議案第49号、専決処分の承認を求める件(平成24年度岬町一般会計補正予算(第2次))を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって、議案第49号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程2、議案第50号、平成24年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程2、議案第50号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

今後の財政運営に影響を及ぼす経済情勢でございますけれども、東日本大震災の復興需要などが内需を下支えしたことによりまして拡大基調にあった我が国の経済は、今後エコカー補助金などの駆け込み需要の反動が予想される中、GDPの約6割を占める個人消費が伸び悩み、また円高による外需の低迷を背景に今後の景気は減速基調が強まることが懸念されております。本町では、こうした経済情勢の変化に伴う影響を注視しながら、また引き続き厳しい財政状況にあることから今般の補正予算につきましては、災害対策及び防災対策などの緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは議案書の1ページをごらん願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,243万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ68億496万3,000円とするものでございます。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず地方交付税につきましては交付決定に伴い普通地方交付税4,293万1,000円を減額計上いたしております。国庫支出金につきましては1,918万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、去る6月21日夜から翌日にかけての大雨により発生いたしました河川災害に係る復旧費負担金1,754万2,000円、地域包括支援センターや保健センターなどさまざまな職種の職員が地域に出向きワンストップで相談支援を行うための地域ケア多職種協働推進等事業補助金86万8,000円を計上いたしております。府支出金につきましては、今年度から障害児通所施設への支援に係る実施主体が大阪府から市町村へ移行したことに伴う障害児施設措置費負担金38万5,000円、高齢者や障がい者などの地域で支え合う体制づくりのための介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金807万3,000円、合計で845万8,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては平成23年度決算に基づく繰越金のうち、本補正予算に必要な財源といたしまして1億601万3,000円を計上いたしております。諸収入につきましては、健康ふれあいセンタープール用オゾン反応処理装置が落雷により停電で故障したことに伴う共済保険金36万8,000円、消防団員の退職に伴う報償金48万4,000円、合計で85万2,000円を計上いたしております。

町債につきましては2,085万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、町道改修等に伴う町道整備事業債1,310万円、河川水路災害復旧に伴う河川災害復旧債1,540万円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。まず議会費につきましては、議員を対象としました災害対策被服に係る消耗品費26万8,000円を計上いたしております。

総務費につきましては1,277万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、高齢者や障がい者などを地域で支援するための拠点となる集会所の修繕料及び備品購入費を合わせて807万3,000円、法人町民税に係る法人税割の還付に伴う町税過誤納償還金294万3,000円を計上いたしております。

民生費につきましては920万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金など平成23年度国、府負担金の精算に伴う返還金642万1,000円、障害児通所支援給付費154万4,000円を計上いたしております。

衛生費といたしましては427万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、ポリオワクチンに係る予防接種法の改正に伴い本年9月から新ワクチンに切りかえるための経費408万6,000円、平成23年度に交付されたがん検診推進事業国庫補助金の精算に伴う返還金19万1,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、道の駅整備事業といたしまして建設検討委員会委員報償費及び基本設計等業務委託料など379万円を計上いたしております。

土木費につきましては2,732万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、町道の各路線の改修に伴う町道整備及び避難路整備事業といたしまして1,971万円、町営緑ヶ丘住宅に係る浄化槽修繕料340万2,000円を計上いたしております。

消防費につきましては1,174万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、消防団員退職報償金1名分といたしまして61万5,000円ほか平成25年3月に泉佐野市以南の3市3町で組織する新たな消防組合の設立に際して必要な準備経費1,030万3,000円を計上いたしております。

教育費につきましては473万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、教育長の任期満了に伴う退職手当91万8,000円、淡輪小学校の校内放送設備の取り

かえ費用306万4,000円となっております。

次に災害復旧費につきましては3,831万8,000円を計上いたしております。主な内容
といたしましては、今回の大雨等に伴い発生した農道や林道の災害復旧に係る農林水産業施設災
害復旧費88万7,000円、河川災害復旧費に係る公共土木施設災害復旧費3,743万1,
000円を計上いたしております。

続きまして5ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。新たに河川災害
復旧事業を追加するとともに、臨時財政対策債ほか1事業につきましてそれぞれ限度額の変更を
行うものでございます。なお起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんとおり
となっております。以上が補正予算の概要でございます。

本件は総務文教、厚生、事業委員会の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしく
ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大
綱的質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。和田議員。

○和田勝弘議員 総務委員でないので、岬町の財政のために質問したいことが1点あります。2ペ
ージの地方交付税についてですが、担当課は国への申請に大変ご努力されて24年度は18億6,
500万円の要求をしていただいたのですが、これを見ますと4,293万1,000円の減額
となっております。なぜこうなったのかという1点と、24年度は来年の3月までであるので毎年
増額が3月ごろにあったように思うのですが、増額が可能かどうか、この2点を伺います。

○田島乾正議長 答弁者、白井部長。

○白井財政改革部長 平成24年度の地方交付税は平成24年7月24日付で交付決定があり、交
付決定額は15億5,706万9,000円となったところでございます。この交付決定に伴い
まして当初予算に計上しております額と差額が生じますので、今回補正予算といたしまして4,
293万1,000円を減額計上するものでございます。そうしましたらなぜ交付税を減額する
のかということの理由でございますけれども、まず地方交付税につきましては当初予算の編成時
に見積もるわけなんですけれども、それにつきましては国の地方財政計画と町の税収の見込み等
から算出するわけなんです、この国の地方財政計画の情報がまず大まかな情報でございまして
毎年その内容によりまして算出しておりますけれども、算出につきましては苦慮しているところ
でございます。そういうことによりまして今回減額となったことでございます。まず地方交付税
につきましては、ご存じのとおり地方公共団体の財政の不均衡を調整し、全ての団体が一定の水

準の行政サービスを維持できるように財源調整機能を図る重要な財源となっているということでございますので、引き続きましてこの予算編成時におけます地方交付税の見積もりにつきまして、国の情報が不透明な状況の中でございますけれども、国の情報の把握に努めまして、できる限り交付税決定額と予算計上額との間に乖離が生じないよう努めたいと考えているところでございます。

また2点目の今後補正予算が可能なのかということなんですけれども、この交付税につきましては毎年いつも交付決定額のほうが予算額を上回るという形で、毎年補正予算時に必要な財源として補正予算化したところでございます。しかし今回反対に交付税決定額のほうが少ないということになりまして減額補正となったことでございまして、これをもちまして地方交付税に係る補正予算措置は終了する形になります。しかし今年度、国のほうで地方交付税についての増額措置を行うという政策の変更がありましたときには当然配分額もふえてまいりますので、そのときには補正予算措置を行いたいと考えておりまして、交付税の予算措置につきましては今回をもちまして終わるという形で取り扱いさせていただいております。

○田島乾正議長 和田議員。

○和田勝弘議員 説明でわかりましたが、要望だけ1点言っておきたいのですが、先日宮城県と福島県に行ったときに同じような町村で聞いてみますと地方交付税が倍以上あると。道路とかいろいろ国のすることが多いのでこうなるとは聞いておりますが、できるだけ少なくならないように職員に頑張っていたきたいという要望だけしておきます。

○田島乾正議長 要望として和田議員から出ております。よろしくお願ひします。

他に質疑ございませんか。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 差し支えない程度に教えてもらいたいですけれども、13ページの観光費の中の委託料で357万円計上されてます。これは道の駅と思うんですけれども、概算でいいんですが使用面積と建物規模は今から検討されますけれど、今どういうぐあい、平屋とか2階とかそういう規模それと駐車台数、場所がわかればその辺を教えてもらいたいのが1件。それとその下の土木費の測量設計業務委託料、これを参考までに教えてもらいたいですけれども、普通一般の建物ですと設計料は建物金額の四、五%というのが設計上の相場なんですけれども、こういう道路の設計委託料は、工事する金額の何%とかいうのがあるのであればその辺を教えてもらいたいの。その2件お願ひします。

○田島乾正議長 末原部長。

○末原都市整備部長 まず1点目の道の駅基本設計等の業務委託料ということなんですけれども、この

業務については現在国のほうが進めております。場所につきましては淡輪のランプから山側の付近になります。これについてはホームページのほうで一応丸印をつけて公表させていただいております。これについては建物の規模等を今回選定委員会、この上の段に報償費とかございますが、建設検討委員会の皆さん方の意見も取り入れながら、町のほうでは前説明させていただプロジェクトチームを結成して案を練っております。その案について検討委員会のご承認またご意見をいただいでそこから規模を決定するわけですが、駐車台数につきましては国のほうで、交通量のほうからどのぐらいの規模になるという案が示される予定です。それについても国は5月から委託契約を発注して来年24年の2月ごろに決定すると。町も今回この9月議会で承認がいただければ発注して、2月ごろには規模が確定するという予定でございます。国が設定する駐車台数プラス我々は道の駅に地域振興施設というのをつくりますので、その地域振興施設に入るお客様の数、まずは利用駐車台数によって面積が決まってくる。したがって今のごとくお示しできるような数値はございませんが、我々としてはできるだけ補助金をいただいでやりたいと考えております。

○田島乾正議長 部長、先ほど来年平成24年度という答弁でしたが25年です。

○末原都市整備部長 済みません、25年の2月が委託の完了期日となっております。失礼しました。訂正します。

○田島乾正議長 委託料は土木費の何%かということについては。

○末原都市整備部長 続きまして道路橋梁費の中の測量設計委託料なんですけど、1つ参考にごらんいただきたいのが工事費のほうは道路改良費ということで1,771万円が計上されております。先ほど建築の場合は例えば10%とか15%とか大まかなことは決まっているんですけども、これは今回道路改良については舗装の部分並びに隅切りの改良、道路の狭隘部分をガードレールを設置して横に広げるとか、土木の構造物によっていろいろ単価というのか委託料の見積もりが変わってきます。したがって、いろんな項目がございますので一概に何%というような回答はできないことになっております。

○田島乾正議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 道の駅のほうは国の関係がありますのでわかった時点でまたお知らせ願いたいと思います。今の設計費用は一般的に一般の建物ですと大体10億円の建物ですと四、五百万円の設計料が要る。それに対して土木のほうはわからなかったもので概算を聞いたんですけども、いろいろ関連して金額が違ってくるということがわかりましたので、参考までにありがとうございました。

○田島乾正議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 11ページの総務の財産管理と企画費の件なんですけれども、財産管理は多分集会所の修繕費だと思うんですけれども、どこの集会所かというのと、それとマスコットキャラクターというのはどんなものかというのを教えてください。

○田島乾正議長 白井部長。

○白井財政改革部長 今回の補正予算で集会所の修繕料並びに備品購入費につきまして予算計上しております。これは大阪府の補助金を活用いたしまして、高齢者や障がい者等を地域で支援するための活動拠点となる集会所の修繕また備品購入に係る費用でございまして、集会所につきましては13カ所の集会場におきまして和式便所から洋式便所への改修、またトイレの手すり等の設置を行うものでございます。また10カ所の集会所につきましては空調機を設置する。そのような内容を今回補正予算化したものでございます。具体的に箇所数につきましては、全ての集会所にこのような事業があるから改修を必要とする箇所について申し出いただきたいという形で各施設の管理者に対して申し上げましたところ、この回答につきましては淡輪海浜会館とか6区集会所とか13カ所の集会所につきましては今のところ改修の予定がない。それ以外の集会所につきましてはこの機会に補助金をもってして改修を行いたいという形で補正予算化計上したものでございます。

○田島乾正議長 マスコットキャラクターの件。保井理事。

○保井まちづくり戦略室理事 マスコットキャラクターはいわゆる「ゆるキャラ」と表現されることもあります。親しみのあるぬいぐるみのようなものをつくるということございまして、その内容についてはこれから選定していくということでございます。よくイベントなどではぬいぐるみを着て子どもたちが集まってかわいいなという形で、そのときに岬町のPRをするというもので活用したいと考えておるものでございます。

○田島乾正議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 財産管理のほうはよくわかったんですけれども、その13カ所云々というのはもし明細があるんでしたらまた明細をください。それと今いうキャラクターの件に関してはこれからのことということで選定委員会ですか、その辺のところよく検討していただきたいと思います。

○田島乾正議長 ただいま竹内議員から集会所等についての資料を個人的に請求しますので、後刻また資料を提供してください。

他にございませんか。小川議員。

○小川日出夫議員 1点お聞きしたいんですけども、14ページの住宅費、弁護士委託料31万1,000円。弁護士に委託したということは何か事件でもあって委託したのでしょうか。1点だけお願いします。

○田島乾正議長 末原部長。

○末原都市整備部長 町営住宅の明け渡し請求に係る弁護士費用で、この明け渡しについては既に完了しております。

○田島乾正議長 小川議員、よろしいですか。

○小川日出夫議員 ありがとうございます。

○田島乾正議長 議運の委員長、川端委員長。

○川端啓子議員 今大綱的質疑なんですよ。だからできたら細かいことは委員会に付託されておりますので、委員会のほうでしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田島乾正議長 ただいま議運の委員長から運営上の動議に入りまして大綱的質疑にとどめていただきたいということで、細部にわたっては委員会に付託されていますので、その点了解の上で理解していただいて大綱的質疑に入りたいと思います。

他に質疑ございませんか。反保議員。

○反保多喜男議員 14ページの道路改良事業1,771万円ということですが、どの場所を改良するのか尋ねたいと思います。

○田島乾正議長 末原部長。

○末原都市整備部長 場所については数カ所ございます。まず1点目につきましては池谷地区の里道の補修工事、これは路肩崩壊がございますので重力式擁壁を設置するという項目。また町道西畑線についても路肩補修工事がございます。これも既設のアスファルト舗装が崩れている状況。青葉台地区の舗装につきましては、経年劣化とかが起きておりますので、これをオーバーレイの補修を予定しております。また町道畑線の道路改修工事につきましては、狭隘な場所ですので車がかかり対向しにくい、信号処理のときに出にくい車があるということで拡幅を予定しております。重力式擁壁の設置を考えております。また町道別所畑連絡線の交差点につきましては現在車が回転しにくい、また見通しが悪いと、このような合計5カ所について今回計上させていただきました。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程3、議案第51号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第51号、平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件につきましてご説明いたします。

本予算につきましては、前年度医療費等の確定による国、府及び支払基金の負担金等の精算に伴う返還金について編成をいたしております。議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億268万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明させていただきます。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページを合わせてご参照願います。まず療養給付費交付金といたしまして2,423万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、退職者医療に係る前年度医療費の確定に伴い退職者医療交付金が追加交付されるものでございます。次に繰越金といたしまして前年度の余剰金837万5,000円を計上いたしております。

続きまして歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書同じく2ページを、詳細につきましては4ページを合わせてご参照いただきたいと思います。諸支出金、償還金及び還付加算金として3,260万6,000円を計上いたしております。これは前年度の医療費等の確定に伴う国、府及び支払基金に対する精算返還金でございます。以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思

ます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程4、議案第52号、平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程4、議案第52号、平成24年度介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。

本予算につきましては、前年度の介護給付費の確定に伴う国、府及び支払基金への負担金等の精算返還及び前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,703万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,962万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページに記載いたしておりますので、合わせてご参照いただきたいと思います。歳入では繰越金といたしまして2,703万7,000円を計上いたしております。この繰越金につきましては前年度の介護給付費等の確定に伴う余剰金を繰り越しするもので、国、府及び支払基金への前年度の精算金としての支出と介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

次に歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。議案書は同じく2ページを、詳細につきましては4ページを合わせてご参照いただきたいと思います。まず諸支出金、償還金及

び還付加算金として305万円を計上いたしております。内容といたしましては前年度の介護給付費の確定に伴う国、府及び支払基金に対する精算返還金でございます。続きまして基金積立金といたしまして2,398万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては前年度の給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程5、議案第53号、阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 日程5、議案第53号、阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件についてご説明させていただきます。

阪南岬消防組合規約を別紙のとおり変更することについて地方自治法第286条第1項の規定により阪南市と協議するにつき同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしまして、阪南岬消防組合は平成24年度中に解散を予定しており、解散後

の承継事務を円滑に行えるよう本規約を変更することについて阪南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約変更につきまして経過を説明させていただきます。泉州南ブロック内における消防行政の円滑な運営を確保することを目的とし、消防組合法、市町村の消防広域化に関する基本指針及び大阪府消防広域化推進計画を踏まえ、平成24年7月30日に開催されました第3回泉州南ブロック消防広域化協議会の合意により組合発足に必要な広域消防運営計画など、また同年8月15日に行いました第4回泉州南ブロック消防広域化協議会において首長の合意により泉州南消防組規約が承認されたところでございます。これによりまして平成25年3月末をめどに3市3町、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町による一部事務組合の設立を目指しているところであり、これに伴う阪南岬消防組合の解散後の承継事務を円滑に行えるよう事務の承継について前もって阪南市と協議して定めることを本規約に追加する必要があることから議会の議決を求めるものでございます。

それでは内容につきまして説明させていただきます。あわせて新旧対照表をごらんください。まず本規約は第1章から第4章までの構成となっておりますが、第4章の次に次の1章を加え第5章までとするものであります。第5章、事務の承継につきましては、第17条で組合の解散に伴う事務の承継については関係市町の協議により、これを定めるという条項を加えるものでございます。附則といたしまして、この規約は大阪府知事の許可のあった日から施行する。以上が阪南岬消防組規約の変更に関する協議の件についての内容でございます。本規約の変更は議会の議決をいただきました後阪南市と協議し、その後大阪府知事に変更許可申請を行います。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南岬消防組規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

再開は11時10分でございます。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○田島乾正議長 日程6、議案第54号、泉州南消防組合の設置に関する協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 日程6、議案第54号、泉州南消防組合の設置に関する協議の件についてご説明させていただきます。

地方自治法第284条第2項の規定により別紙のとおり規約を定め泉州南消防組合を設置することについて関係市町と協議するにつき同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、消防体制の整備及び充実強化を図るため消防等に関する事務を広域にわたり処理することについて、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町及び田尻町と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約設置につきまして経緯を説明させていただきます。泉佐野市、熊取町以南の3市3町におきまして各首長を委員とする泉州南ブロック消防広域化協議会を平成23年1月7日付で設置し、泉州南ブロック内における消防行政の円滑な運営を確保することを目的として消防組合法、市町村の消防広域化に関する基本指針及び大阪府消防広域化推進計画を踏まえ、平成24年7月30日に開催されました第3回泉州南ブロック消防広域化協議会首長の合意により組合発足に必要な広域消防運営計画などが承認され、また同年8月15日に行われました第4回泉州南ブロック消防広域協議会において首長の合意により泉州南消防組法規約が承認されたところでござ

います。これによりまして平成25年3月末の広域消防発足に向け組合規約に係る取り扱いについて3市3町それぞれの議会で議決をいただいた後、地方自治法に基づき大阪府知事へ組合設立の許可申請を予定しているところでございます。

それでは泉州南消防組合規約（案）について説明させていただきます。次ページをご参照ください。本規約案は第1章から第4章で構成しております。それでは規約の概要について説明させていただきます。第1章の総則につきましては、第1条から第4条にかけまして組合の名称、組織する市町、共同処理する事務及び事務所の位置を定めております。まず第1条の組合の名称ですが、消防組合の名称に関して法的な根拠などはなく、任意で設置されている協議会の名称である泉州南ブロックを用いることがなじみがありますが、大阪府下消防長会において南ブロックは堺市以南の消防本部を区分する呼称であることから混合されることが懸念されされることから泉州南消防組合としたものでございます。

第2条の組織する市町につきましては泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町の3市3町で組織するものであります。

第3条の組合の共同処理する事務は、消防に関する事務と大阪府より権限移譲される保安三法の火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務となります。

第4条、組合の事務所の位置につきましては、新たな費用をかけない、いわゆる関係市町の既存施設の利用を検討した結果、立地、建設年度及び床延べ面積など交通のアクセスの面から泉佐野市りんくう往来北1番地の20、現泉佐野市消防本部を使用することとしております。

次に第2章の議会につきましては、第5条から9条にかけまして議会の組織、議員の選挙、議員の補欠選挙、任期並びに議長・副議長についての内容を定めております。第5条の組合の規約の議員定数は15人とし、関係市町の定数につきましては市が3名、町が2名と定めております。

第6条の議員の選挙は、関係市町それぞれの議会から選出いただくものであります。

第7条の議員の補欠選挙につきましても、関係市町それぞれの議会で補欠選挙を行っていただくものであります。

第8条の議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期としています。

第9条の議長及び副議長につきましては、組合議員のうちから各1名を選出していただくものでございます。

第3章の執行機関につきましては、第10条から第15条にかけまして執行機関の組織、選任、任期、管理者の職務代理、監査委員、吏員及びその他の職員について定めております。第10条の執行機関の組織につきましては、組合に管理者1人、副管理者5人、会計管理者1人を置くこと

定めております。なお、副管理者の人数につきましては特に法令の定めはなく関係市町の各首長が執行機関に参画できるよう定めたものでございます。

第11条の執行機関の選任につきましては、管理者は組合市町の長の互選により選出するとし、副管理者は管理者以外の組合市町の長をもってこれに充てるものとしております。また組合に会計管理者1人を置き、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てるとしています。

第12条の執行機関の任期につきましては、管理者及び副管理者の任期は組合市町の長にある任期としています。

第13条の管理者の職務の代理につきましては、副管理者は管理者に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序によりその職務を代理するとします。

第14条の監査委員につきましては組合議員から1人、識見を有する者から1人を置くとして定めております。

第15条の消防吏員その他の職員につきましては、その定数を条例で定めるとしております。

第4章の経費につきましては、経費の支弁方法について定めております。第16条の組合の経費を関係市町の負担金その他の収入をもって支弁すると定めまして、第2項で関係市町の負担割合を定めております。また第1項の組合の経費のうち組合議員の議員報酬に係る経費の負担割合は第3項で定めております。附則といたしまして施行期日につきましては、この規約は大阪府知事の許可のあった日から施行するものでございます。ただし第3条の規定は平成25年3月31日から施行するものでございます。また準備行為につきましては、第3条各号に掲げる事務を処理するために必要な手続その他の行為は同条の規定の施行前においても行うことができることとしております。以上が泉州南消防組合の設置に関する協議の件の内容でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております泉州南消防組合の設置に関する協議の件については、会議規則

第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程7、議案第55号、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程7、議案第55号、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、行政改革のさらなる推進を図るため本条例に所要の改正を行うものでございます。まず、この条例の一部改正を行う趣旨につきましては、現在教育長の給与は行政改革の第2次集中改革プランにより15%のカットを行っております。引き続き平成24年10月1日から平成28年9月30日まで4年間延長するものでございます。

それでは条例の内容を説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)。教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。附則第4項中「平成21年4月1日」を「平成24年10月1日」に、「平成24年9月30日」を「平成28年9月30日」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は平成24年10月1日から施行するものでございます。以上が条例の概要でございます。

本件につきましては総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程8、議案第56号、岬町税条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程8、議案第56号、岬町税条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町行財政集中改革計画（第2次集中改革プラン）に基づく改革の進捗状況を踏まえ本条例に所要の改正を行うものでございます。

この条例の改正内容についてご説明する前に、超過税率を導入するに至りました背景及び理由等につきましてご説明いたします。バブル経済の崩壊を契機に全国的な地価の下落が拡大し、特に本町では急激な地価の下落が続き、この影響を受け今まで安定的な税収入が確保されていた固定資産税が減収傾向となりました。この減収の影響は町税総額の減収につながることであり、このままでは住民サービスを提供するに必要な財源が確保できないおそれが想定されたことなどを要因に、平成19年度課税分から固定資産税の税率を当分の間1.4%に0.3%の超過税率を加算して1.7%の税率で課税する改正を行ったところでございます。この改正の結果、固定資産税の納税者の皆様には、平成18年度の税額と比べますと約20%を超える高い税負担をお願いすることになった次第でございます。その後の本町の財政状況は、超過税率を適用したときと同様に厳しい財政状況が続きましたが、こうした財政状況を早期に改善し、あわせて本町以外、府内市町村に例がない固定資産税の超過税率を早期に引き下げる方針を盛り込んだ第2次集中改革プランを平成23年3月に策定いたしました。そしてこの第2次集中改革プランに基づきまた議会及び住民の皆様方のご理解をもとに行財政改革に着手し、平成23年度及び平成24年度における行財政改革の進捗状況を踏まえ、第2次集中改革プランにおいて計画しております25年度課税分から税率を1.7%から1.6%に引き下げることが可能であるとの判断のもとに本町

の税条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。議案書の裏面また新旧対照表も合わせてご参照願います。岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部を次のように改正することといたしております。固定資産税の税率の特例を定める附則第24条に1項を加え、それを同条第2項とし、平成25年度以後の年度分の固定資産税の税率は前項の規定にかかわらず100分の1.6とする改正規定を追加するものでございます。

また附則といたしまして、第1条では施行期日を平成25年1月1日とする。また第2条では改正後の岬町税条例附則第24条第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。とする経過措置規定を設けるところでございます。以上、岬町税条例等の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げました。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町税条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 お諮りします。日程9、議案第57号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件及び日程10、議案第58号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件の2件を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって日程9、議案第57号及び日程10、議案第58号の2件を一括議題とすることに決定しました。

本2件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程9、議案第57号及び日程10、議案第58号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明申し上げます。

岬町教育委員会は6名の委員で構成されており、そのうちの2名が9月30日をもって任期満了となりますので、それぞれの再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意をいただきたくご提案させていただいたものであります。

同法の規定では委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされており、この規定を踏まえての提案であることをご理解いただきたいと思います。

初めに議案第57号でございます。松田正三氏は平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の同意を求めるものです。松田正三氏は住所が大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2840番地の17、生年月日は昭和19年1月3日です。松田氏は高等学校卒業後、旧国鉄及び町内建設企業に長く勤務されるなど豊かな社会経験をお持ちの方です。また岬町体育協会の会長を務められるなどスポーツ文化にも造詣が深く、さらには教育委員会委員に就任された後も大阪府公安委員会から地域交通安全活動推進委員を委嘱されるなど社会的人望の厚いすぐれた人材であり、法の求める要件に合致した方です。同氏の再任についてご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

次に議案第58号でございます。岬町教育委員会委員の笠間光弘氏は平成24年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。笠間光弘氏の住所は大阪府泉南郡岬町淡輪1460番地の5、生年月日は昭和26年12月28日です。同氏は大学卒業後、本町に奉職し教育委員会学校教育課長及び教育次長を初め福祉部理事、企画部長などを歴任し行政経験が豊かである中、特に教育行政の経験が豊富であり昨今大きな変革が求められております教育行政のさまざまな課題に的確に対応できる人材と考えております。同氏の再任についてご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 57号、58号の議案について質問させていただきます。教育の政治的な中立性について提案者である町長のお考えを再度改めて確認させていただきたいと思ひます。と申しますのは、昨年度教育委員任命同意の折のいきさつもありまして、この場で改めて確認したいと思ひます。きのうの一般質問等で大変立派なお考えをお示しになられたところでもありますので、恐縮ですけれども重ねて同じようなことになるかと思ひますが、教育と一般行政の関係性といひますか、そのあたりについて提案者のお考えを再度確認したいと思ひます。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 手元の資料は持ち合わせがなかったもので大変失礼いたしました。実は教育委員会の選任に当たっては、行政の長が教育行政に対して平等な立場、いわば中立の立場でなきゃならないということもきのう申し上げたと思ひますけれども、そんな中で、きのうの一般質問等でもございましたように大きな過渡期に来ておりますいじめ問題また不登校の問題、こういった中での学校教育が非常に混沌としている状況の中で、やはり的確に事務局または教育委員会等の意見といったものを調整する役としては当然委員の仕事でございます。その委員の仕事について国の文部科学省ひいては大阪府の教育委員会等々との連携を密にとり、そして岬町の学校教育がこれからの世代を担うまた岬町を担っていく青少年教育の推進に相当の力量が要るかなと、このような思ひで今回お2人を再任したいという考えで同意を求めたものでございます。

○田島乾正議長 中原さん、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい、結構です。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件2件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより議案第57号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を起立により採決します。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第57号はこれに同意することに決定しました。

次に議案第58号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件を起立により採決します。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第58号はこれに同意することに決定しました。

○田島乾正議長 お諮りします。日程11、平成23年度成果報告・決算に関する説明及び日程12、議案第59号、平成23年度岬町一般会計決算認定の件から日程23、議案第70号、平成23年度岬町水道事業会計決算認定の件までの13件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって日程11、平成23年度成果報告・決算に関する説明及び日程12、議案第59号、平成23年度岬町一般会計決算認定の件から日程23、議案第70号、平成23年度岬町水道事業会計決算認定の件までの13件は一括議題にすることに決定しました。

これより平成23年度の成果報告・決算に関する説明を求めます。成果報告について岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程11、平成23年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。そして日程12、議案第59号、平成23年度岬町一般会計決算認定の件から日程23、議案第70号、平成23年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定をいただきたく一括提案を申し上げます。

なお、平成23年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。主要施策の成果につきまして、主要施策成果説明書をもとに新たな事業や充実させて取り組んだ事業を中心として各概要等についてご説明させていただきます。

本町の財政については、地価の下落また多奈川第二火力発電所が平成17年に休止し、関連事業所も減少してきたことなどが今もなお影響しており本町の地域経済は低迷しております。地価の下落は下げ率が縮小しているものの、いまだ下げどまりせず下落が続いております。これに

加えて景気の低迷による企業業績の悪化や個人所得の減少などに伴う歳入の減少、また少子高齢化による地域のにぎわいや活力の低下などが危惧されております。

これは岬町だけではなく全国的にも企業の海外移転による税収の低下や雇用の場が減少しており、大きな工場跡地が新たな工場になるのではなく商業施設に変化してきた傾向がございます。とりわけ泉州地域におきましては、紡績会社などの工場が廃業し、それらの跡地が住宅地となっている事例が見受けられます。つまり大阪の都会に近い地域でも住宅供給ができる状況になっております。また和歌山市では、岬町域に隣接する和歌山大学近くに大規模な住宅地ができております。これらのことは岬町にある住宅地との競合が生じていることを意味しております。今までは淡輪地区の住宅地に若い世代が暮らし始め淡輪の人口を維持してきましたが、その傾向が弱まれば全ての地区で人口が減少する可能性が生じてまいります。

このように岬町を取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、岬町で暮らす魅力を高めていくこと、そして町を活性化させること、岬町への定住者を確保することで地域再生ができるものと確信しております。とりわけ平成23年度は、町の将来像やまちづくりの基本的な方向性を示した第4次総合計画及び行財政集中改革計画をともにスタートさせた年度であります。この総合計画の実現に向けた事業の実施を進めながら、行財政改革を断行することで財政の建て直しを行いつつ町の活性化につなげ、魅力あるまちづくりの施策の展開を図ってまいりました。

特に、私は平成21年に住民の皆様の温かい信託によって町長に就任させていただき、岬町の地域再生に向けて住民協働のまちづくりを推進するため、毎年タウンミーティングを開催し住民の皆様の意見を反映して積極的にトップセールスを実行しております。私みずからが率先して職員と一丸となって懸案事項の解決に取り組む姿勢を示し、組織力を駆使して全力で行財政改革を断行してまいりました。これにより平成23年度の一般会計の決算は、平成22年度に引き続き黒字決算にすることができました。また普通会計における町債残高は10億8,000万円減少させることができました。さらに財政調整基金等の基金残高についても4億8,000万円増加させることができました。詳しい収支状況は副町長から後ほど報告させていただきますが、平成23年度の本町の財政状況については着実に取り組んだ成果があらわれてきております。

しかし町を取り巻く社会経済情勢は、先ほどの泉州地域や和歌山の近隣の状況とともにアメリカだけでなくヨーロッパでの新たな金融不安などにより、現在においても国内の景気や雇用環境が決して好転しておりません。また本町固有の事案として、南海電鉄の固定資産の評価額に係る訴訟もございますので、本町の財政構造は硬直化傾向にあると考えており、今後も堅実な行政運営を行う必要がございます。

それでは、平成23年度に実施いたしました岬町で暮らす魅力を高める施策の概要について、新規事業や拡充した事業を中心として第4次岬町総合計画の6つの基本政策に沿ってご説明申し上げます。

まず、基本政策1、みんなで進めるまちづくりについてであります。

人権相談事業の推進や宝くじを財源としたコミュニティ助成事業、岬ゆめ・みらい寄附金を活用したビーチバレーなどの地域活性化に向けた観光交流イベントへの補助を初め、住民の皆様と協働したまちづくりをさらに推進するため、新年1月に初めて協働のみさきの集いを開催いたしました。日ごろから地域貢献活動をされている住民グループ、消防団などの公益法人やNPOなどの代表者をお招きし、まちづくりや子育て、福祉などの多様な分野における地域活動に感謝し私ども行政だけでなく各議会との面識を深めていただき、みんなで進めるまちづくりの機運を盛り上げ、そして住民の誇りの構築に努めました。

また、夏には岬町域での唯一の鉄道事業者である南海電鉄と協働し、新型サザンの多奈川支線への走行イベントの際には来訪者へのおもてなしについての役割分担を行い、相互に協力して岬町の豊かな自然、海のリゾートの魅力などをアピールいたしました。

さらに、津波が生じたときに被害を少なくするための海拔表示を主な公共施設や電柱に掲示いたしました。この事業も岬ライオンズ・クラブと連携して進めることができました。ほかにも協働の事例がございますが、住民の皆様、団体、事業者と協働したまちづくりが数多く実現できたことに深く感謝するものでございます。

次に基本政策2、一人ひとりの子どもが 親が 輝き、文化を育むまちづくりについてであります。

特に子育て支援を充実強化した施策として、乳幼児の医療助成について平成23年度では通院医療に係る対象年齢を就学前までに拡大し、放課後児童健全事業では対象年齢を小学校4年生の障がい児までに拡大いたしました。母子保健については、妊婦健診の助成額の引き上げや新たな検査項目の助成を実施いたしました。

深日保育所との統合により休止していた多奈川保育所については再開し、多奈川小学校の空き教室を活用した保育所を併設するための工事を行いました。小学校施設の耐震診断事業では、深日小学校などの普通教室棟2棟の2次耐震診断を行い、耐震化を計画的に推進いたしました。

また中学校ではテニスコート、バスケットコートなどの施設改修を実施し教育環境の整備を図り、図書の貸し出しの充実に向けて中学校や各小学校、公民館、岬の歴史館などと図書貸し出しに係る管理ネットワークを構築し、子どもも親もともに文化の向上を図ることを目指しました。

次に基本政策3、誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくりについてであります。

予防接種事業については、インフルエンザ予防接種等に係る経費を助成し、加えてヒブ、子宮けいがん予防、小児用肺炎球菌の各ワクチンを新たな助成の対象にして拡大しました。がん対策等の保健事業は、働く世代を対象とした大腸がん検診を新たに対象に加え疾病の早期発見、早期治療に努めました。

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画について高齢者のニーズ等の実態を調査し、平成24年度から平成26年度までの計画を策定いたしました。

地域活動推進事業では、老人憩の家等の活動拠点の施設改修を行い、地域の力で高齢者や障がい者をさらに支援できるように整備し、緊急時や災害時などの際に地域包括支援センターを核として要援護者等の災害弱者を地域で支え合うための人材を育成する災害時地域支え合い人材育成事業を新たに実施いたしました。

次に基本政策4、新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくりについてであります。

産業を維持し農地や林道の防災を図るため南條下池の堤を改修し、林道棟合線についても路肩の安全を確保する改修を行いました。また、商工会の運営や深日漁港ふれあいフェスタなどのイベントに対し商工会へ助成し、観光による地域再生をさらに進めるために海釣り公園整備事業として集客力とサービス向上を目的に指定管理者に対して棧橋に休憩施設を整備するために補助いたしました。

次に基本政策5、豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくりについては、家庭から排出されるごみの収集は、基礎自治体である町の責任において無料で実施し、分別収集を行うことで生活環境や衛生保全を図りごみのリサイクルを推進いたしました。

また、消防ポンプ自動車を購入し、岬町消防団淡輪分団に配備いたしました。

次に基本政策6、安全で快適な暮らしを守るまちづくりについてであります。

道路整備事業では町道谷川中線等を改修いたしました。また法面の崩落で通行どめにしていた町道岬海岸番川線は、町の単独の経費では到底改修できない規模でありましたので、国の補助金の獲得に尽力した結果、年次計画で改修できることになりました。これにより平成23年度は、崩落した法面の安全対策及び部分的な拡幅整備を実施し通行可能にいたしました。

河川水路事業では男鹿谷水路等を改修いたしました。

橋梁整備事業については、門前橋と門前上橋のかけかえを実施し、他の橋については計画的に改修を進めるために橋梁の点検を実施いたしました。

公営住宅については、住宅マスタープランと公営住宅等長寿命化計画を策定し、緑ヶ丘住宅の

P F I 方式による手法について検討し整備への準備を推進いたしました。

第二阪和国道については、国からの受託事業により延伸に向けた用地買収に取り組みました。

また地球温暖化防止に努めるため、国のグリーンニューディール基金を活用して役場の庁舎と町道の外灯をL E D照明に取りかえる事業を実施いたしました。

以上、平成23年度における主要施策につきまして、新規事業や拡充事業を中心に各概要についてご説明申し上げました。これらの成果は、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援ご協力によるものと深く感謝するものでございます。

次に各会計の収支状況につきましては副町長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○田島乾正議長 決算に関する説明については副町長、中口守可君。

○中口副町長 それでは各会計ごとの全般的な決算の概要についてご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成23年度決算説明資料の1ページをごらんください。まず会計別決算の状況でございます。一般会計につきましては、歳入決算額は67億4,206万7,000円、歳出決算額は65億9,422万9,000円、歳入歳出決算差引額は1億4,783万8,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源500万円を差し引いた結果1億4,283万8,000円の黒字決算となっております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額は489万2,000円、歳出決算額は1,306万5,000円となっており、歳入歳出決算差引額817万3,000円の歳入不足額につきましては、翌年度歳入繰上充用金で補っております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は25億9,677万4,000円、歳出決算額は25億8,411万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額は1,265万8,000円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億2,363万円、歳出決算額は2億1,848万4,000円となっており、歳入歳出決算差引額514万6,000円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は5億3,614万5,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましても、歳入歳出とも決算額は875万5,000円となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は15億7,532万2,0

00円、歳出決算額は15億4,828万5,000円となっており、歳入歳出決算差引額2,703万7,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は1,545万9,000円、歳出決算額は1,445万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額100万円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は2,765万3,000円となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入決算額は6,627万9,000円、歳出決算額は3,269万9,000円となっており、歳入歳出決算差引額3,358万円の黒字決算となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1,960万2,000円となっております。

続きまして企業会計の決算状況でございます。水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億2,346万1,000円、収益的支出額は5億2,345万円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた1万1,000円が当年度純利益となっております。前年度繰越欠損金が982万5,000円となっておりますので、平成23年度未処理欠損金は981万4,000円でございます。また資本的収入額は1,243万6,000円、資本的支出額は1億8,567万7,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,324万1,000円は過年度損益勘定留保資金で補填したところでございます。

次に2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。普通会計は地方財政に関する各種統計等に用いられる会計でございます。一般会計に公営企業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計の範囲は一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものとなっております。平成23年度普通会計の歳入総額は66億7,580万6,000円、歳出総額は65億3,614万1,000円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越しすべき財源1億907万5,000円を差し引いた実質収支は3,059万円の黒字決算となっております。

普通会計決算の歳入歳出の特徴についてご説明いたします。さきに町長から説明がありましたように、改革プランの初年度であります平成23年度決算は引き続き黒字決算となりましたものの、依然として財政構造は硬直化傾向にございます。加えて超過課税等の臨時的な財源措置を除

いた場合においては、安定的な財政運営に支障が生じる厳しい財政状況となっております。このような厳しい環境にありましても国の財政対策に連動しつつ持続可能なまちづくりを目指し、本町を次の世代に引き継ぐことを念頭に改革に取り組んでまいりました。

まず歳入決算におきましては、金融危機以降の厳しい雇用関係が続く中で地方に配分されます譲与税・各種交付金が対前年度比1,636万円減少したことに加えまして、昨年度に実施いたしました小学校耐震補強事業などの国庫支出金が対前年度比2億6,608万7,000円減少となりましたが、関西国際空港2期工事に係る土砂採取跡地整備事業受託事業収入などの府支出金が対前年度比1億4,477万2,000円増加したこととあわせまして地方交付税も対前年度比1,921万7,000円増加したことにより歳入の確保を図ることができました。

一方、歳出決算におきましては、普通建設事業は土砂採取跡地事業が増加したものの小学校耐震補強事業等が減少したことにより対前年度比7,097万円減少しております。また人件費は退職手当の分割支給などにより対前年度比2,283万3,000円減少し、公債費につきましても近年の起債発行の抑制により対前年度比7,134万2,000円減少しております。なお、今後の財政運営に資するために財政調整基金等への積み立てを2億2,072万6,000円実施いたしました。

これまでの改革に伴いまして、田代町長が新たに町政を担当することとなりました平成21年度当時と比較いたしますと、普通会計ベースでの町債残高は、平成21年度末に約94億8,000万円あったものが平成23年度末には約84億円となり、10億8,000万円減少いたしました。一方、普通会計ベースの財政調整基金などの基金残高は、平成21年度末で約8億9,000万円だったものが平成23年度末には約13億7,000万円となり、4億8,000万円増加しております。

このように財政を取り巻く環境は改善の兆しが見られるものの依然として義務的経費を中心に本町の財政を大きく圧迫している状況でございますが、人口の減少が見込まれる将来世代に対して負担を先送りすることなく将来的な生活基盤の整備に対して一定の強化を図ることができたと考えております。

続きまして3ページをごらんください。財政構造の弾力性を示す重要な指標の1つである経常収支比率につきましてご説明いたします。歳入経常一般財源は、法人税割及びたばこ税等の増加により町税が増加したことに加え普通地方交付税も増加したものの、臨時財政対策債が大幅に減少したことにより全体で昨年度から減少しております。一方、経常経費充当一般財源は、高齢化等に伴う特別会計への繰出金が増加したものの、退職手当の減少などによる人件費、公債費に加

えまして行財政改革の取り組み等に伴い物件費がいずれも減少したことで全体で昨年度から減少してございます。この結果、歳入経常一般財源の減少以上に経常経費充当一般財源が減少したことで、経常収支比率は対前年度比0.5ポイント減の96.1%とわずかに改善されましたが、引き続き厳しい状況に変わりはありません。

次に地方債現在高につきましては、普通会計における平成23年度末現在高は臨時財政対策債などの新規地方債の発行がありましたものの、それを上回る元金の償還を行ったために対前年度比5億531万3,000円減少し84億765万6,000円となっております。また特別会計を加えた平成23年度末現在高は133億8,888万8,000円となっております。前年度から6億3,967万円円減少しております。地方債現在高は減少傾向にございます。

続きまして基金につきましては一般会計所管の平成23年度末現在高は13億7,619万円となっております。前年度から1億8,600万9,000円の増加となっております。また特別会計所管の基金を加えた平成23年度末現在高は21億1,242万5,000円となっており、前年度から2億165万5,000円増加しており基金現在高は増加傾向にあります。

最後に健全化判断比率等の状況でございますが、平成23年度決算に基づく実質公債費比率3カ年平均でございますが21.0%、将来負担比率につきましては157.4%となっております。なお、公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、水道事業、下水道事業及び漁業集落排水事業とも生じておりません。

このように普通会計におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字決算となりましたが、これは固定資産税の超過課税の効果や地方交付税につきましても前年度を上回る交付金額を得ることができたことなどにより財源を確保できたことに加えまして、これまでの改革の取り組みに対する効果が着実にあらわれてきた結果でございます。しかし先ほど申し上げましたように、財政を取り巻く環境は幾分改善の兆しが見られるものの、依然として厳しい状況にあることは変わりません。平成23年度から豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”の実現を目指して第4次総合計画が既にスタートしております。こうした状況ではございますが、今後も自立できる行財政運営を目指しまして、より一層行財政改革を積極的に推進することで総合計画の基本目標の実現に向けて田代町長が訴える町民が安心して愛着を持って暮らせるよう温かみのある行政に努めてまいりたいと考えております。これからも議会の皆様方のなお一層のご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。以上が平成23年度の各会計の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本12議案については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程12、議案第59号、平成23年度岬町一般会計決算認定の件から日程23、議案第70号、平成23年度岬町水道事業会計決算認定の件までの12件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本12件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 お諮りします。日程24、報告第3号、平成23年度岬町健全化判断比率報告の件から日程27、報告第6号、平成23年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって日程24、報告第3号から日程27、報告第6号までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本4件について報告を求めます。報告第3号について財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程24、報告第3号、平成23年度岬町健全化判断比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は地方公共団体と財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。この地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として平成19年度に成立したものでございます。この法律の4つの特徴は、1番目といたしまして普通会計だけではなく公営企業や公社、第三セクター等までを対象とすること、2番目といたしまして単年度フローだけではなくストック面に配慮した財政状況の判断指

標を導入すること、3番目といたしまして財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状況の改善に着手させること、4番目に公営企業について財政の早期健全化、再生の仕組みなどとは別に費用ごとに財政指標の公表と経営健全化のための制度が設けられることとでございます。

それでは平成23年度決算におけます各比率の指標につきましてご報告させていただきます。まず一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率は生じておりません。なお、実質赤字比率の早期健全化基準は15%となっております。

次に連結実質赤字比率は全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいます。連結実質赤字比率は生じておりません。なお、連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%となっております。

続きまして実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。平成23年度におきましては実質公債費比率は21.0%となっており、前年度の21.6%から0.6ポイント減少しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%となっております。

最後に将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。先ほど説明いたしました3つの指標はある一定の期間で把握するフロー指標であるのに対して、この将来負担比率はある時点で把握するストック指標となっております。平成23年度におきましては157.4%となっており、前年度の173.7%から16.3ポイント減少しております。なお、将来負担比率の早期健全化基準は350%となっております。また、監査委員から付された審査意見書におきましては各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたいとされております。なお、各比率の積算となる基礎数値は決算書及び地方財政状況調査（決算統計）などをもとにしておりますが、地方財政状況調査につきましては大阪府を通じて総務省へ提出され、現在国のほうで検収をしているところとでございます。したがって、国などから修正等の指示がございましたら、それに従いまして今回報告させていただいた各比率に変更が生じる場合がございますので、そのときには改めて報告させていただきます。報告の内容につきましては以上でございます。

○田島乾正議長 報告第4号及び報告第5号について都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程25、報告第4号、平成23年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件についてご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。岬町下水道事業特別会計におきまして平成23年度での資金不足は生じておりま

せん。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいいまして、経営健全化基準は20%となっております。報告第4号は以上でございます。

続きまして日程26、報告第5号、平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件についてご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては平成23年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいいまして、経営健全化基準は20%となっております。報告は以上でございます。

○田島乾正議長 報告第6号について水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 日程27、報告第6号、平成23年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。岬町水道事業会計におきましては平成23年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。報告は以上でございます。

○田島乾正議長 本4件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これをもって平成23年度岬町健全化判断比率報告の件から平成23年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件の報告を終わります。

○田島乾正議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんについては、委員会付託分の審議についてよろしくお願ひします。

なお、次の会議は、9月26日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後0時23分 散会)

以上の記録が本町議会平成24年第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年9月5日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 竹 原 伸 晃

議 員 中 原 晶